

障がい児通所支援事業所 各位

相談支援事業所 各位

小美玉市福祉部 社会福祉課

障がい児通所支援を利用するに当たっての注意事項について

日頃から、小美玉市の福祉行政にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、障がい児通所支援などの公費によるサービス費は、各事業所からの請求に基づき、審査機関（国民健康保険団体連合会）を通して給付されているところですが、下記のような事例により事業者への支払いができないケースが増加しております。

つきましては、下記を参照のうえ、適切なサービス利用につきまして、利用者さまへの周知とともに、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

記

○同じ日に、2つ以上の事業所の障がい児通所支援サービスは利用できません。

- 児童発達支援は、2事業所以上の同日利用はできません。
- 放課後等デイサービスは、2事業所以上の同日利用はできません。
- 利用予定のA事業所を直前に欠席し、代わりにB事業所を利用することはできません。

上記のようなケースの場合に、2事業所からの同日の請求はありえないため、欠席時対応加算の取り下げをお願いする場合があります。

○決定支給量を超えた利用はできません。

障がい児通所支援は、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもった指導、訓練等により、障がい児本人の健全な発達支援を行うことを目的とした【療育型】のサービスです。

障がい児通所支援の支給量は、療育等の支援の必要性を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めることとしていますが、国通知により原則として、各月の日数から8日を控除した日数（一月最大23日）が支給量の上限とされており、サービスの利用に当たっては、決定支給量を超えての利用は原則できません。

ただし、障がい児の状態等に鑑み、支援の必要性が認められる場合には、原則の日数を超えて利用することができる場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

※ 障がい児の家族の就労支援や障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、単に子どもを預けることを目的する場合は、家族支援を目的とした【預け型】の日中一時支援事業や放課後児童クラブ等の活用をお願いします。

上記に該当する場合や、複数事業所を併用している方がいる場合は、申込日の重複や決定支給量を超えた利用がないよう利用者さまと調整の上、適切な制度のご利用となるようお願いいたします。ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

0299-48-1111 内線 3121

社会福祉課 相談支援係